保安林指定施業要件の変更 (森林整備課)...... 保安林予定森林 (森林整備課).....

П

道路の供用の開始 (道路整備課)..... 道路の区域の変更 (道路整備課).....

Щ

公安委公告

般競争入札の実施

県営大里地区ほ場整備事業 (大里西換地区)の換地処分 (農村整備課)

土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課)........

: 八

八 九

 $\overline{\circ}$ 

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 ( 六件 ) ( 商政課 ) ...

目

次

報

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(環境政策課).....五

種

類

、能

(枚/日) 記 力

年予工 月 着 日定手

年予工 月 完成 日定成

年予使月 開

日定始

間使用時隔間

時リー の日 使当 間用た

動季 の 概的 要変

... 七

六五

四〇〇

既既

設

連

四時間

変動なし

//

八 八 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)

Ξ

特定施設に関する事項

宇部市大字東万倉一九二番地の三

NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社山口工場

工場又は事業場の名称及び所在地

所

熊本市八幡一丁目一番一号

NECセミコンダクターズ九州・山口株式会社

山口県知事

=

井

関

成

氏名又は名称

申請者の氏名又は名称及び住所

名称 所在地

(--)

種類、構造及び使用時間間隔等

構

造

使

の

方

法

平成 20 年 5月23日 (金曜日)

平成二十年五月二十三日

供する。

の間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に

#### 山口県告示第二百六十号

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年五月二十三日から同年六月十二日まで づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。	備考 「 六五」とは、水質汚濁防止法施行令 ( 昭和四十六年政令第百八十八号 ) 別表第一第六	
--------------------------	---	--

## 山口県告示第二百六十一号

平成二十年五月二十三日

氏名又は名称 ナチュラルグリーンリゾート株式会社申請者の氏名又は名称及び住所

三 特定施設に関する事項 所在地 山陽小野田市大字千崎一二八番地

種類、構造及び使用時間間隔等

П

県

名

称

ナチュラルグリー ンパークホテル

Щ

設をいう。	令第五	備考「」	"	八六六のニー	イ六六のニー	種類	
いつ。	日八十八日	六六の二-				能	
	亏) 別表第	-イ」及び	一 四 · ·	一四・六	六〇〇 (食/日)	カ	構
	一第六十六	「六六の二	"	"	平成二〇、一三	年予工 月 着 日定手	
	亏の二の旅館	-ハ」とは、	"	"	平成二〇、五	年予工 月 完成	造
	令第百八十八号) 別表第一第六十六号の二の旅館業の用に供するちゆう房施設及び入浴施	「六六の二-イ」及び「六六の二-八」とは、水質汚濁防止法施行令 ( 昭和四十六年政	"	"	食/日) 六、一三 一一、五 一一、一五	年予使 月 日定始	
	するちゆう	止法施行令	"	連続	断続	間使 用時隔間	使
	房施設及び	`(昭和四十	"	"	一八時間	時リー の日 使当 間用た	用の方
	ひ入浴施	十六年政	"	"	変動なし	動 の 概 の 概 変 の の の の の の の の の の の の の の の	法

山口県知事 二 井 関

成

0

### 山口県告示第二百六十二号

二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課におい

平成二十年五月二十三日

て公衆の縦覧に供する。

山口県知事 二 井 関

成

氏名では名が、「トュラレブリーノー申請者の氏名又は名称及び住所

報

住 所 山陽小野田市大字千崎一二八番地氏名又は名称 ナチュラルグリーンリゾート株式会社

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地 山陽小野田市大字千崎一二八番地名 称 ナチュラルグリーンパークホテル

の旅館業の用に供する入浴施設・水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の二一 特定施設の種類

変更しようとする事項の内容

Щ

四

П

Ξ

特定施設の使用の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

# 変更前		十 70人/	<del>04</del> 5	<b>月</b> 20	, <u></u>	<u> </u>	唯
変更前 ボ素イオン濃度 化学的酸素要求量 浮遊物質量 室 (ロノー) ボット (ロノー) ボット (ロノー) ボット (ロノー) ボット (ロノー) ボット <td< th=""><th colspan="2">"</th><th>7</th><th>, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</th><th></th><th>種</th><th></th></td<>	"		7	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		種	
大			- /	<u>-</u>   	類		
Table   Ta		変更前	変更後	変更前	項目		
A						水素ィ	
A		"	"	七	-		
A		"	"			水素 指 数) 度	汚
Ta					通	化学	水
		,,	"	五	常	的酸	
					最	(素 ™9要 / 求	等
10		"	"	_	大	<b>€</b> 量	ത
10					通	浮	•,
To   To   To   To   To   To   To   To		"	"	_	常	遊	汚
					最	$\overline{}$	
Table   T		"	"	=	大		染
(mg/ℓ)					通	窒	状
(mg/ℓ)		"	"	_	常		態
値   M					最	mg	
値 (mg/ℓ) (mg/ℓ) ボ 最 大 通 常 最 ボー四・二 バーロ・二 ボーロ・二 ボーロ・二		"	"	<u>-</u>	大	/ Ů素	の
最 (mg/ℓ)					通		値
最 (mg/ℓ)		"	"	四	常	1-44-1)	
# # 八							
四 ・ 九 一 四 ・ 二 日 当 た り の ー 日 当 た り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 し り の 量 の 量 し の 量 と り の 量 の 量 の も の も の も る の も る も の も る も の も と り の も る も の も と り の も も り の も も り の も も り の も も り の も も り の も も り の も も う の も も り の も も う も う も う の も も う の も う も う も も う の も も う も も う の も も う も も う も う		"	"	八	大	$^{\ell}$	
水等の一日当たりの量 (㎡) 一四・二 一の・五 一九・五 六					通	污	<del>-</del>
Text		四 • 九	— 四 :	八 <u>-</u>	常	が等の一日	ζ } -
-   -   -   の量 (m³)		76			最	= た (*)	= = )
		六	ー 九 五	_ 〇 五	大	が量 (m)	3

六

\_ O

П

山口県告示第二百六十五号

期齢以上のものとする。

1958 号

保安林予定森林の所在場所

萩市大字明木字野口四一七の一、四一七の二、字東畑四一八、四二一の一、字三九

二 指定の目的

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

て次の図に示す部分に限る。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 萩市大字明木字東畑四一八・四二一の一・字三九郎畑四二三 (以上三筆につい

3 主伐として伐採をすることができる立木は、 萩市森林整備計画で定める標準伐

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

安林の指定施業要件を次のように変更する 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、 保

Щ

平成二十年五月二十三日

山口県知事 =井 関 成

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

谷二〇六六の二 二の二、字横瀬一ノ渡瀬二〇四四の一、二〇四四の四、字上横瀬一ノ渡瀬二〇四九の 、二〇五〇の一、二〇五〇の二、字上横瀬東ケ輪二〇五一の一、字横瀬宮蔵郷岳本 萩市大字明木字横瀬東輪一ノ渡瀬二〇四一の一、字一ノ渡瀬二〇四二の一、二〇四 下関市豊田町大字杢路子字尾崎七三九の一、字堂出七四四、七四五、七五二

保安林として指定された目的 美祢市美東町絵堂字たらたら山二 ニーハ、ニー九

水源のかん養

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

る。)、五三三の二〇、五三三の二一、字三ノ藤内畑五三三の九、字ふろケ迫五三四 示す部分に限る。)、字落シケ浴五三三の八、五三三の一九 (次の図に示す部分に限 三、大字芦河内字隠田五三三の五・字竹ノ垰五三三の六 (以上二筆について次の図に 宇部市大字木田字藤内畑四五の三、四五の五、字滝ノローー七の五、一一七の一 萩市大字明木字釿切東ケ輪二八六二の一、字三迫川口二九二四の一

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

Ξ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

に関する告示 (平成十二年山口県告示第六百八十号)及び保安林の指定に関する告示 (平成十三年山口県告示第二十号)に定めるところによる。 保安林の指定をする件 (平成八年農林水産省告示第千八百十六号)、保安林の指定

- 一 変更に係る指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 変更しない
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおり」は、 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。 省略し、 その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下

光市経済部水産林業課、 関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、 置いて縦覧に供する。 周南市経済部林政課、 周防大島町役場及び田布施町役場に備え 岩国市農林経済部林業振興課、

## 山口県告示第二百六十六号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年五月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十年五月二十三日

П

山口県知事 \_ 井 関

成

道路の種類 般国道

Щ

道路の区域

路

線

名

八七号

で X 間 旧新別 旧 新 最最 広狭 最最 広狭 (メートル)敷地の幅員 \_ 二七 -: 五八 (メートル) 延 長 六六三・九 六六三・九 完了による。 備 考

# 山口県告示第二百六十七号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年五月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十年五月二十三日

山口県知事

\_

井

関

成

八般 七国 号道	線名
同市錦町府谷字掛ケ七三の六地先まで岩国市錦町府谷字五味一五七八地先から	供用開始の
	X
	間
十四日平成二十年五月二	供用開始の期日



(二一六) 土地改良事業の工事の完了の届出

次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

平成二十年五月二十三日

た者の名称又は氏名土地改良事業を行っ

長門市

ため池の整備

事業の名称

山口県知事

=

井

関

成

工事着手時期

工事完了時期

平成一八、 四 <u>\_</u> 五 平成二〇、 Ę Ξ

(二一七) 県営大里地区ほ場整備事業 (大里西換地区) の換地処分

た。 県営大里地区ほ場整備事業の施行に係る大里西換地区の換地処分を次のとおり行いまし 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十年五月二十三日

山口県知事 = 井 関 成

第 おり

1958 号

換地処分の内容 平成二十年五月十三日 換地処分の年月日 県営大里地区ほ場整備事業 (大里西換地区)換地計画書に記載された換地計画のと

(二一八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

見を聴きました。 二十年一月八日山口県公告 (五) に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供しま 当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、 山口県商工労

平成二十年五月二十三日

山口県知事 井 関

成

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 光ショッピングセンターベスト

光市島田一丁目一二番二〇号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

二十年一月十一日山口県公告 (一三) に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、

平成二十年五月二十三日

大規模小売店舗の名称及び所在地

(二一九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。

働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 山口県商工労

山口県知事 =井 関

成

下関市竹崎町四丁目一の一 シーモール下関ショッピングセンター

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(二二〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 二十年一月十一日山口県公告 (一四) に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、

働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、 山口県商工労

平成二十年五月二十三日

山口県知事 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク中関店

所在地 防府市大字田島一四九七の二

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(二二十) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 二十年一月十一日山口県公告 (一五) に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、 平成

働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、 山口県商工労

平成二十年五月二十三日

山口県知事 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名称 下関市竹崎町四丁目一の二 シーモール下関ショッピングセンター П

#### 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二二二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 二十年一月十一日山口県公告 ( 一六 ) に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、 山口県商工労

平成二十年五月二十三日

山口県知事 \_ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地 称 山の田ショッピングデパート

下関市山の田本町二〇番二号

所在地

意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十年一月十一日山口県公告 (一七) に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市 から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

Щ

働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します 当該意見は、平成二十年五月二十三日から同年六月二十三日までの間、 山口県商工労

平成二十年五月二十三日

山口県知事 \_ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 防府ショッピングセンター 防府市中央町一番三号

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



告

公

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 ( 平成

平成二十年五月二十三日

山口県知事 井 関

成

入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

物品の名称及び数量 集合教育用四輪運転シミュレーター

一式

物品の特質等

平成二十年十月一日から平成二十五年九月三十日までの間 使用期間

入札説明書及び仕様書による

(四) 使用場所

山口県総合交通センター

= 入札参加資格

人札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

物品等の種類等に関する告示 (平成二十年山口県告示第四十五号) に基づく資格審 契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成十九年山口県告示第三百五 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

品等の買入れ、借入れ及び売払いの特△の等級に格付されている者であること。査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物

- 三契約条項を示す場所
- 山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部運転管理課において交付する

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

五

記載方法

る金額を入札書に記載すること。額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

二 提出場所

山口県警察本部交通部運転管理課

三受領期限

三日午後一時三十分) 平成二十年七月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年七月

入札を執行する場所及び日時

場 所

日時

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

区域

平成二十年七月三日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- □ 記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- パ 落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落って明会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

札.

+

その他

| 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- 日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通貨
- 契約書の作成の要否

5

四 契約保証金

免除する。

- 一〇内線五三六二)に問い合わせること。 詳細については、山口県警察本部交通部運転管理課 (電話〇八三-九三三-〇一

Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: Four-wheeled drive simulator fou group instruction
- Use term: From October 1, 2008 to September 30, 2013
- (4) Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center
- 5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Drive Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (TEL: 083-933-0110)
- Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 2, 2008 (In case of bringing a tender:1:30 P.M., July 3, 2008)

平成二十年五月二十三日発行平成二十年五月二十三日印刷

発発 行行 人所

一口 県 知事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)